

東京都動物愛護管理推進計画の取組状況に係る審議内容

東京都動物愛護管理審議会小委員会は、これまでに、東京都が平成19年度に策定した東京都動物愛護管理審議計画の取組状況について、審議し、評価を行った。小委員会における審議内容は、次のとおりである。

1 審議経過

平成24年 9月10日	小委員会（第1回）
平成24年10月18日	小委員会（第2回）
平成24年11月29日	小委員会（第3回）

2 東京都動物愛護管理推進計画の取組状況

東京都動物愛護管理推進計画における各施策について、取組状況はおおむね良好であった。各施策の成果を図る指標として、致死処分数減少に向けた取組の具体的な数値目標をみると、動物の引取数、動物の致死処分数の減少とともに目標値を大きく上回るなど一定の成果があり、各施策が効果的に実施されたことがうかがえる。

各施策の取組状況について、委員から次の意見等があり、今後の施策を検討する材料としていく。

主要課題1 飼い主の社会的責任の徹底

○ 犬の適正飼養の徹底（施策2）

犬によるこう傷事故の未然防止を図るためのプログラムについては、児童への指導、啓発だけでなく、保護者の参加も視野に入れた内容とするなど、より効果的なものとなるよう検討できないか。

○ 特定動物等の飼養許可及び適正管理の徹底（施策4）

昨今、特定動物の許可施設における死傷事故（ヒグマ、アミメニシキヘビによる事故事例等）や無許可飼養による事故（毒へび無許可飼養による事故事例等）が発生している。都内では、特に爬虫類について、動物園等の事業者の施設だけではなく、一般家庭において飼養されている個体も多い。飼い主への逸走防止等管理のより一層の徹底が望まれる。

主要課題2 事業者の社会的責任の徹底

○ 動物取扱業の監視の強化（施策6）

特定動物を取り扱う販売業者に対しては、無許可飼養の防止、事故の発生防止のため、購入者の特定動物飼養許可保有状況を確認し、購入者に個体識別措置の届出や逸走防止措置を確実に実施させるよう、東京都は指導を行っている。また、監視を行う際に、動物販売業者による許可の確認が確実に行われるよう、販売記録に基づき指導を行っている。特定動物による事故を未然に防止するためにも、指導のより一層の徹底が望まれる。

○ 動物取扱業関連の人材養成施設に対する支援（施策9）

動物の取扱いに関する教育を行う専門学校のうち、展示業や保管業を営まず、動物取

扱業の登録を要しない学校については、動物を飼養し、それを教育活動に使用していても、監視の目が届きにくい。学校責任者及び講師等については、関係法令の情報収集の機会として、法定の研修などはなく、取扱動物の飼養施設を抱える学校等においても行政検査の対象となっていない。そのため、専門学校は、積極的な情報収集、自主的な管理がより必要とされており、学校関係者に対して法令等を十分に周知していく機会の確保について、今後も検討が必要ではないか。

主要課題3 地域特性を踏まえた取組の推進

○ 集合住宅における動物の適正飼養の推進（施策12）

都内において、公営、民営の集合住宅が多い現状を考慮し、今後も集合住宅での動物飼養が適正に行われるよう支援が必要ではないか。

○ 地域の飼い主のいない猫対策の拡充（施策14）

飼い主のいない猫対策において、主な問題の一つとして挙げられるのは、不妊去勢手術の費用の確保である。住民やボランティア自身による支出、募金活動、区市町村による手術への助成金制度の活用など様々な方法で取り組まれている。飼い主のいない猫対策の取組が円滑に行われるよう地域の実情に合わせた検討が必要ではないか。

○ 小中学校等の教育現場での動物愛護管理の普及啓発活動への支援（施策15）

学校教育における動物愛護等の普及において、学校で飼養している動物を活用している事例もあり、その取扱いが適正に行われる必要がある。現在、東京都における学校飼養動物に関する事業については、東京都獣医師会との連携により、教職員等を対象として、動物の適正飼養に関する研修や、動物由来感染症に関する講習会が実施されており、日々の飼養管理、感染症予防、動物の疾病、死亡等への対応について周知されている。

今後も学校飼養動物について適正な取扱いが行われるよう、引き続き取り組んでいくことが必要ではないか。

主要課題4 致死処分数減少への取組

○ 動物の譲渡拡大のための仕組みづくり（施策16）

今後も致死処分数を減少させていくためには、特に猫に関する取組についての検討が必要ではないか。

主要課題5 都民と動物の安全の確保

○ 災害発生時の動物救援機能等の強化（施策19）

災害発生時における特定動物対策については、逸走時の対策について東京都地域防災計画において関係機関との連携対応が規定されている。また、特定動物の逸走防止措置については、今回の動物愛護管理法の改正においても、許可申請時に対策を整えるよう規定されている。災害時の特定動物による事故発生を未然に防止するためにも、指導のより一層の徹底が望まれる。

人と動物との調和のとれた共生社会の実現

【現行推進計画骨子】

- 飼い主の社会的責任の徹底**
 - 施策1 適正飼養の普及啓発の強化
 - 施策2 犬の適正飼養の徹底
 - 施策3 猫の適正飼養の徹底
 - 施策4 特定動物等の飼養許可及び適正管理の徹底
 - 施策5 高齢動物の飼養への対応
- 事業者の社会的責任の徹底**
 - 施策6 動物取扱業の監視の強化
 - 施策7 動物取扱業への指導事項の拡大
 - 施策8 動物取扱業の資質の向上
 - 施策9 動物取扱業関連の人材養成施設に対する支援
 - 施策10 産業動物及び実験動物の適正な取扱いへの対応
- 地域特性を踏まえた取組の推進**
 - 施策11 動物愛護推進員の活動の活性化
 - 施策12 集合住宅における動物の適正飼養の推進
 - 施策13 高齢者の動物飼養への支援
 - 施策14 地域の飼い主のいない猫対策の拡充
 - 施策15 小中学校等の教育現場での動物愛護管理の普及啓発活動への支援
- 致死処分数減少への取組**
 - 施策16 動物の譲渡拡大のための仕組みづくり
- 都民と動物の安全の確保**
 - 施策17 動物由来感染症への対応能力の向上
 - 施策18 動物由来感染症の普及啓発
 - 施策19 災害発生時の動物救援機能等の強化
 - 施策20 区市町村の災害時対策の推進

・進捗状況を踏まえた各施策の評価、実現見込

・動物愛護管理法、基本指針の見直しを踏まえた事項追加

・東京都における犬及び猫の飼育実態

【現行推進計画に沿った課題ごとの整理】

(* 施策番号は現行計画と同じ)

- 飼い主の社会的責任の徹底**
 - 施策1 適正飼養の普及啓発の強化
 - 多頭飼育の適正化 (法改正対応)
 - 施策5 高齢動物の飼養への対応 (施策1に内包)
 - 施策13 高齢者の動物飼養への支援 (施策1に内包)
 - 施策2~4 現行施策の具体的取組内容精査、更なる推進
- 事業者の社会的責任の徹底**
 - 施策6 動物取扱業の監視の強化
 - 第1種、第2種動物取扱業の創設 (法改正対応)
 - 施策7 動物取扱業への指導事項の拡大
 - 新たな規制への対応 (法改正対応)
 - 施策8~10 現行施策の具体的取組内容精査、更なる推進
- 地域特性を踏まえた取組の推進**
 - 施策11~15 現行施策の具体的取組内容精査、更なる推進 (飼い主指導・普及啓発に係る施策に内包)
- 致死処分数減少への取組**
 - 施策16 動物の譲渡拡大のための仕組みづくり
 - 現行施策の具体的取組内容精査、更なる推進
- 都民と動物の安全の確保**
 - 施策17 動物由来感染症への対応能力の向上
 - 施策18 動物由来感染症の普及啓発
 - 施策19 災害発生時の動物救援機能等の強化 (都の事務)
 - 施策20 区市町村の災害時対策の推進 (区市町村支援)
 - 災害発生時の動物救護体制の整備 (施策19及び20を包括)
 - ・同行避難の推奨
 - ・区市町村支援 (施策20 現行施策の具体的取組内容精査、更なる推進)

【改定推進計画骨子】

(* 事業性格・実施主体に基づく骨格整理)

飼い主指導・普及啓発

動物取扱業等
監視指導業務

動物の保護管理

危機管理対応

【各主要課題の関係】

